

平成27年6月9日

株主各位

第65回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- | | |
|--|-------|
| 1. 事業報告の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制」 | 1～2頁 |
| 2. 連結計算書類の「連結注記表」 | 3～7頁 |
| 3. 計算書類の「個別注記表」 | 8～11頁 |

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

ナカバヤシ株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nakabayashi.co.jp/>)に掲載することにより株主の皆様提供しております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の一部を改定することを決議しております。

この基本方針に基づき、業務の適正を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、当社経営理念及びグループ倫理規範を定め、全役員に周知徹底させる。
- (2) コンプライアンス担当取締役を置き、コンプライアンス担当部を設置する。コンプライアンス担当部は、社内状況に応じて必要なコンプライアンス体制を構築する。
- (3) 当社における法令・諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、内部通報制度を設置する。
- (4) 役員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うこと等により、役員に対しコンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- (5) 当社の健全かつ効率的な内部統制の構築を図ることを目的として、内部監査室を設置する。
- (6) 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当社は、重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程を策定する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社及び子会社の組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応は管理統括本部が行う。
- (2) 当社及び子会社の各部門の所管業務に付随するリスク管理は、当該部門が行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、職務分掌規程、稟議規程等を定める。
- (2) 当社は、カンパニー制の運用により、業績への責任を明確にするとともに、資本効率の向上を図る。
- (3) カンパニー制の運用により意思決定プロセスを簡素化し、意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については取締役会において合議し、より慎重な意思決定を行う。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査し、子会社の業務執行状況を当社に報告させる。
- (2) 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制について、その事業内容、規模、グループ内での位置付け等を考慮し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督する。
- (3) グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引については、必要に応じて内部監査室が監査する。
- (4) 当社および子会社は、財務報告に係る内部統制構築の基本方針を策定し、これに基づき有効かつ適正な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切に運用することにより財務報告の信頼性と適正性を確保する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができる。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けない。
8. 監査役その職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 内部監査室は、内部監査結果を監査役に報告し、情報交換及び緊密な連携を図る。
 - (2) 監査役会は、必要に応じて会社の費用負担により、弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができる。
 - (3) 社外監査役として、弁護士、公認会計士、税理士その他外部専門家を選任する。
9. 当社並びに子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社並びに子会社の取締役及び使用人等は、会社に重大な損失を与える事情が発生し又は発生する恐れがある時、役職員による違法又は不正な行為を発見した時、その他当社監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じた時は、当社監査役に報告する。
 - (2) 当社並びに子会社の事業部門を統括する取締役は、当社監査役会と協議の上、定期的又は不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。
10. 報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 監査役は、取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
 - (2) 監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。
11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
12. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
 - (2) 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ① 連結子会社の数 14社
- ② 連結子会社の名称

フェル販売株式会社、兵庫ナカバヤシ株式会社、島根ナカバヤシ株式会社、株式会社ミヨシ、リーマン株式会社、日本通信紙株式会社、ウーマンスタッフ株式会社、フランクリン・プランナー・ジャパン株式会社、株式会社松本コロタイプ光芸社、カグクロ株式会社、協友株式会社、松江バイオマス発電株式会社、寧波仲林文化用品有限公司、仲林(寧波)商業有限公司
当連結会計年度において、定谷紙業株式会社は、平成26年7月1日付をもって当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

- ① 非連結子会社の名称
フェルネット株式会社、島根ナカバヤシサンワークス株式会社、NTK石岡ワークス株式会社、NCL VIETNAM CO.,LTD.
- ② 連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

- ① 非連結子会社
フェルネット株式会社、島根ナカバヤシサンワークス株式会社、NTK石岡ワークス株式会社、NCL VIETNAM CO.,LTD.
- ② 持分法を適用しない理由
非連結子会社は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、寧波仲林文化用品有限公司および仲林(寧波)商業有限公司の決算日は12月31日、ウーマンスタッフ株式会社の決算日は3月15日であります。

なお、連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算日上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券(その他有価証券)
 - (a) 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - (b) 時価のないもの 移動平均法による原価法
- ② デリバティブ 時価法
- ③ たな卸資産 主として先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。
また在外子会社は、定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法
会計基準変更時差異(1,965百万円)については15年による按分額を費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんは、5年間で均等償却しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
なお、為替予約および通貨スワップについて、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。
- ② 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

5. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が15百万円減少し、利益剰余金が8百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ26百万円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物	295百万円
土 地	495百万円
投資有価証券	759百万円
合 計	1,550百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金(1年内返済分を含む)	1,380百万円
------------------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 36,035百万円

連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数

株式の種類	当連結会計年度期首株数	当連結会計年度増加株数	当連結会計年度減少株数	当連結会計年度末株数
普通株式	61,588,589株	一株	一株	61,588,589株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	167百万円	3円	平成26年3月31日	平成26年6月27日
平成26年11月7日 取締役会	普通株式	167百万円	3円	平成26年9月30日	平成26年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	167百万円	利益剰余金	3円	平成27年3月31日	平成27年6月29日

3. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株数
普通株式	5,883,489株	6,782株	一株	5,890,271株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加6,782株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に紙製品の製造販売事業を行うための設備資金計画に照らして、必要な資金を銀行借入にて調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金は銀行借入にて調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的の取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としています。

投資有価証券に分類される株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。またその一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引については、外貨建営業債務の為替の変動リスクをヘッジするため、先物為替予約取引を利用しております。なお、為替相場の状況により、1年を限度として、輸入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建て営業債務に対する先物為替予約等を行っております。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引制限を定めた社内規定に基づき行っております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください)。

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	6,936	6,936	0
(2)受取手形及び売掛金	10,698		
貸倒引当金 ※1	△2		
	10,696	10,696	—
(3)投資有価証券	2,235	2,235	—
資 産 計	19,868	19,868	0
(1)支払手形及び買掛金	6,359	6,359	—
(2)短期借入金	2,030	2,030	—
(3)未払金	3,137	3,137	—
(4)未払法人税等	501	501	—
(5)長期借入金	12,049	12,026	△22
負 債 計	24,077	24,054	△22
デリバティブ取引※2、※3	91	91	—

※1 受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は()で表示する方法しております。

※3 外貨建金銭債権債務等に割り当てたデリバティブ取引について、ヘッジ対象として一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されている為替予約等の振当処理によるものは、その時価を、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	200
非連結子会社株式	23
合 計	223

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

金額的重要性がないため、記載を省略しております。

一株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 371円17銭
- 1株当たり当期純利益 16円80銭

(注) 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が17銭、1株当たり当期純利益金額が33銭それぞれ減少しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

(備考) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ①子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法
- ②その他有価証券
 - (a)時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - (b)時価のないもの
移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準および評価方法 時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法 先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております

②数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異(1,077百万円)については15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております

(2) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

1. 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。)を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が0百万円減少し、繰越利益剰余金が0百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ14百万円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物	295百万円
土 地	495百万円
投資有価証券	754百万円
合 計	1,545百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金(1年内返済分を含む)	1,380百万円
------------------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 31,070百万円

3. 偶発債務

(1) 保証債務

松江バイオマス発電(株)(金融機関借入債務)	1,620百万円
------------------------	----------

(注) 松江バイオマス発電(株)に対する保証債務は、当社負担額を記載しており、他社負担額を含めた連帯保証債務総額は2,700百万円であります。

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	1,988百万円
短期金銭債務	1,564百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引

営業取引による取引高	9,928百万円
売上高	3,266百万円
仕入高	6,203百万円
その他の営業費用	458百万円
営業取引以外の取引	639百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	5,883,489株	6,782株	一株	5,890,271株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加6,782株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	30百万円
賞与引当金	104百万円
退職給付引当金	670百万円
投資有価証券評価損	105百万円
たな卸資産評価損	7百万円
関係会社出資金評価損	156百万円
長期未払金	5百万円
減損損失	112百万円
その他	35百万円
繰延税金資産小計	1,228百万円
評価性引当額	△389百万円
繰延税金資産 合計	839百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△236百万円
特別償却準備金	△11百万円
固定資産圧縮積立金	△114百万円
現物出資差益	△444百万円
その他	△11百万円
繰延税金負債小計	△817百万円
繰延税金資産の純額	21百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算(ただし、平成27年4月1日以降に解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収または支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.0%、平成28年4月1日以降のものについては32.2%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が1百万円増加し、当事業年度に計上された法人税等調整額が24百万円、その他有価証券評価差額金額が24百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円それぞれ増加しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 当社の子会社および関連会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金	事業の内容	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注4)
子会社	フェエル販売株式会社	大阪市 城東区	90	ステーションナリー関連製品等の卸販売業	(所有) 直接100%	当社製品の 販売の兼任 役員	ステーションナリー関連製品等の販売(注1)	2,349	受取手形 売掛金	184 1,016
子会社	島根ナカバヤシ株式会社	島根県 出雲市	40	ステーションナリー関連製品等の製造並びに加工	(所有) 直接100%	当社製品の 製造の兼任 役員	ステーションナリー関連製品等の製造(注2) 建物等の賃貸(注3)	4,098 449	未払金 —	1,257 —
子会社	松江バイオマス発電株式会社	島根県 松江市	400	木質バイオマス発電事業	(所有) 直接55%	役員の兼任	金融機関借入債務に対する保証(注4)	1,620	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) ステーションナリー関連製品等の販売については、市場価格を勘案して決定しております。
- (注2) ステーションナリー関連製品等の製造については、当社製品の市場価格から算定した価格、及び島根ナカバヤシ株式会社から提示された総原価を検討の上、決定しております。
- (注3) 建物等の賃貸については、建物等の減価償却費、保険料、金利等を勘案して毎年賃貸料金額を決定しております。
- (注4) 松江バイオマス発電(株)に対する保証債務は、当社負担額を記載しており、他社負担額を含めた連帯保証債務総額は2,700百万円であります。
- (注5) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

一株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 355円68銭
2. 1株当たり当期純利益 14円14銭

- (注)「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。
- この結果、当事業年度の1株当たり純資産額が18銭、1株当たり当期純利益金額が18銭それぞれ減少しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

(備考) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。